

岩手県内水面漁場管理委員会公示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第5項及び第171条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年3月 日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤 由也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年4月19日（水） 午後1時30分から
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

内水面漁場計画の案について

3 内水面漁場計画の案の縦覧場所

- (1) 関係市役所及び町村役場
- (2) 広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター
- (3) 岩手海区漁業調整委員会事務局